

信用保証料補給制度のご案内 (県資金利用時は、市へ届出が必要です)

○信用保証料とは、信用保証をご利用いただく際に中小企業の皆さまにお支払いいただく保証協会利用の対価です。

○中小企業の皆さまは、市の補給分を差し引いた保証料を融資実行時に金融機関を通じて保証協会にお支払いいただきます。

利用する資金名	市への届出	保証料補給補給率など
新潟県小規模企業支援資金 (小口零細企業保証制度要件)	必要	100%補給 ※新潟県セーフティネット資金(経営支援枠・自然災害要件)は能登半島地震の影響により融資を受ける場合のみ補給対象
新潟県セーフティネット資金 (連鎖倒産防止枠)		
新潟県セーフティネット資金(経営支援枠・自然災害要件※、新型コロナウイルス・物価高騰等対策特別融資要件、能登半島地震対応要件)		
新潟県中小企業創業等支援資金 (創業枠の一般要件・金融機関提案要件(3,500万円まで))		
柏崎市設備投資促進資金	不要	一般保証を利用し、その信用保証料率区分が1区分から6区分となる方
柏崎市地域産業活性化資金(一般資金)		
柏崎市地域産業活性化資金(借換資金)		
柏崎市地方産業育成資金	必要	お客様の負担額をおおむね0.95%に抑えるために、区分ごとに補給率を設定
新潟県小規模企業支援資金(一般要件)		
新潟県セーフティネット資金 (経営支援枠・原発稼働停止対応要件)		
新潟県中小企業創業等支援資金(第二創業枠の一般要件・金融機関提案要件(3,500万円まで)、再チャレンジ枠)		

参考:信用保証料率と柏崎市の補給率

信用保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
市信用保証料補給率	50%	46%	38%	30%	18%	5%	0%	0%	0%
お客様の実質負担率	0.95%	0.95%	0.96%	0.95%	0.94%	0.95%	0.80%	0.60%	0.45%

利子補給制度のご案内 (融資申請とは別に、利子補給申請が必要です)

○制度ごとに定めた補給率、補給条件で、利子相当額を補給します。

○利子補給金のお支払いは年1回、年度ごとに利子補給申請等の手続きが必要です。

制度の名前	期間	利子補給率や条件など	初回申請時期
創業支援資金 利子補給制度(通常枠) [市制度融資及び金融機関が融資する創業資金が対象]	実行から5年間	○対象となる資金 ・柏崎市内金融機関の創業向け資金 ・日本政策金融公庫の創業向け資金 ・新潟県中小企業等創業支援資金 ・柏崎市地域産業活性化資金(創業資金のみ) ○補給内容 ※創業後5年以内の方が対象 融資額のうち500万円までを補給対象とし、 <u>融資利率1%を超える部分について最大2%までの利子を補給</u>	融資実行日から概ね1月以内に申請
創業支援資金 利子補給制度(特別枠) 市創業支援等事業計画による特定創業支援等事業を受けた者を対象とした重点的支援	実行から5年間	○補給内容 融資額のうち500万円までを補給対象とし、 <u>融資利率の最大2%までの利子を補給</u> ○特別枠の条件 市が認定する特定創業支援等事業を受けた後6月以内に創業し、創業後1年以内に対象となる創業資金の借入をした創業者	※3月実行の場合3月31日までに申請
新潟県セーフティネット資金 経営支援枠関連融資 利子補給制度	実行から2年間	○対象となる資金 ・自然災害要件(能登半島地震の影響による借入れのみ) ・新潟県新型コロナウイルス・物価高騰等対策特別融資 ・新潟県新型コロナウイルス・物価高騰等対策伴走支援型資金 ・能登半島地震対応要件 ○補給内容 資金ごとに融資額のうち1,000万円までを補給対象とし、 <u>融資利率のうち1%の利子を補給</u> (新潟県の被災中小企業者二重債務対策利子軽減事業の対象となる方は申請できません。)	融資実行日から概ね1月以内に申請